

成年後見制度について

ー利用の手引きー



社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

川西市成年後見支援センター“かけはし”

〒666-0017

川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟1階

TEL : 072-764-6110 / FAX : 072-759-5203

Email : kakehashi@k-shakyo.or.jp

ー も く じ ー

成年後見制度とは…? …… 1

任意後見制度とイメージ図 …… 3

任意後見制度利用の流れについて …… 4

法定後見制度の3種類とイメージ図 …… 5

法定後見制度利用の流れについて …… 6

概要と権限について …… 7

理念と役割について …… 8

費用・後見制度支援信託について …… 9

成年後見制度 Q&A …… 10



成年後見制度とは…？

任意後見制度

判断能力が不十分になる前に



判断能力が不十分となった場合に備えて
「誰に」「どのような支援をしてもらうか」
を決めておく制度です。

例えばこんな時に…

- ・自分の信頼できる人に将来をお願いしたい
- ・認知症になった場合も希望する生活を送りたい
- ・自分が亡くなった後のことを誰かに託したい



認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

任意後見制度 と **法定後見制度** の2種類があります。

法定後見制度

判断能力が不十分になってから



認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどにより、現に判断能力が不十分な人を支援する制度です。

例えばこんな時に…

- ・ 預貯金の管理ができず、計画的にお金を使うことができなくなってきた
- ・ 福祉サービスの利用や施設入所、入退院の手続きができなくなってきた
- ・ だまされて契約させられたり、必要のないものの購入を繰り返している



任意後見制度とイメージ図

十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務についての代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおきます。

ご本人の判断能力が低下した際は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、任意後見人が任意後見監督人の監督のもと援助を行う制度です。

委任契約

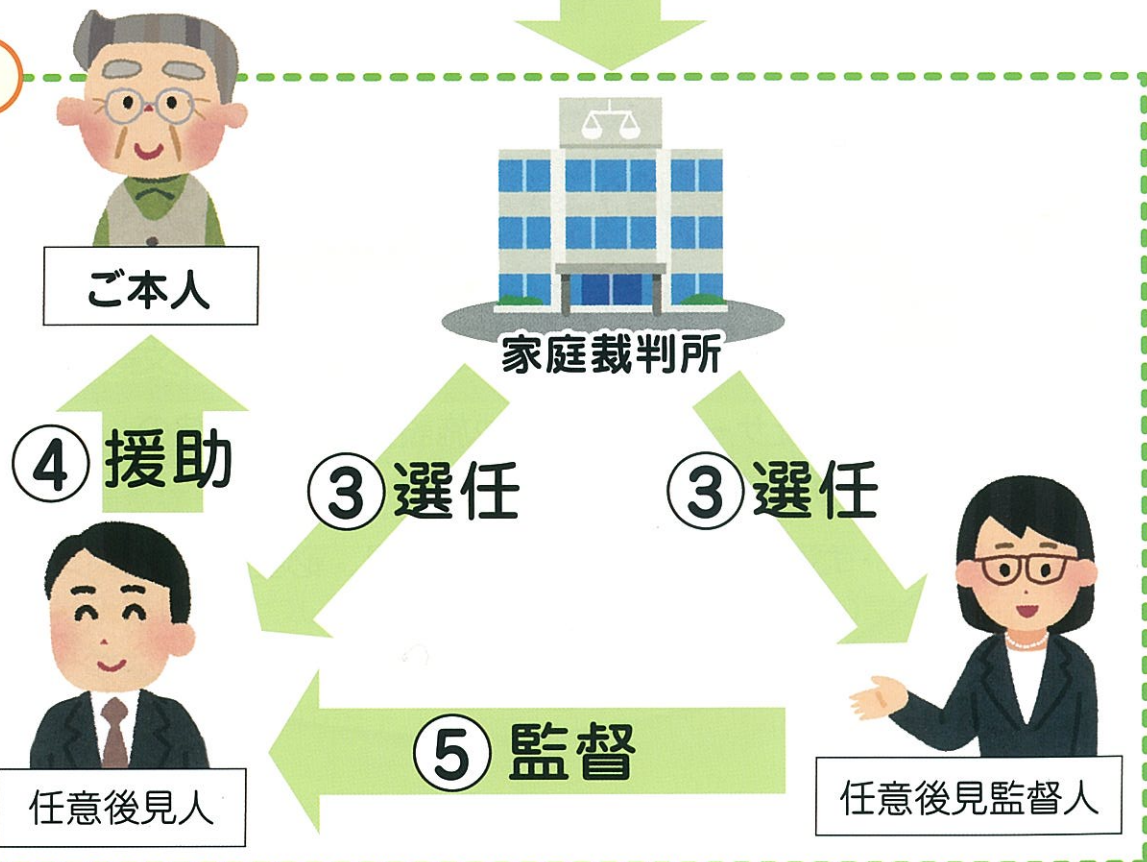
判断能力が
不十分になる前



判断能力が低下したら ② 申立て

任意後見

判断能力が不十分になったら





任意後見制度利用の流れについて

① 契約

- ・任意後見人になってくれる人を探します。
- ・その方と支援内容や報酬などについて話し合い、調整します。
- ・調整した内容を公証役場に届け、公正証書を作成し、任意後見契約やその他必要な契約を結びます。

② 申立て

- ・本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所に対して任意後見監督人選任の申立てを行います。
申立てができる人…「本人、配偶者、4 親等内の親族、任意後見受任者」

審判

- ・本人や申立人の事情を尋ねます。
- ・医師の診断書で判断能力の判定が困難な場合、鑑定の必要な場合があります。

③ 選任

- ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

登記

- ・審判の内容が東京法務局に登録されます。

④ 援助

- ・任意後見人などによる援助が開始されます。

⑤ 監督

- ・任意後見人に対する監督、家庭裁判所への定期的な報告、急迫な事情がある場合は必要な処分ができます。

その他の契約について

代理委任契約、死後事務委任契約、見守り契約、尊厳死宣言など様々な契約があります。それぞれの内容を理解し、自分自身に必要なものを選択することが大切です。



法定後見制度の3種類とイメージ図

その人の判断能力によって3つの種類があります。

(医師の診断書や裁判所が行う鑑定によって決定されます)

●補助

判断能力の不十分な方

(例：生活全般をほぼ一人で出来るが、不安がある方)

●保佐

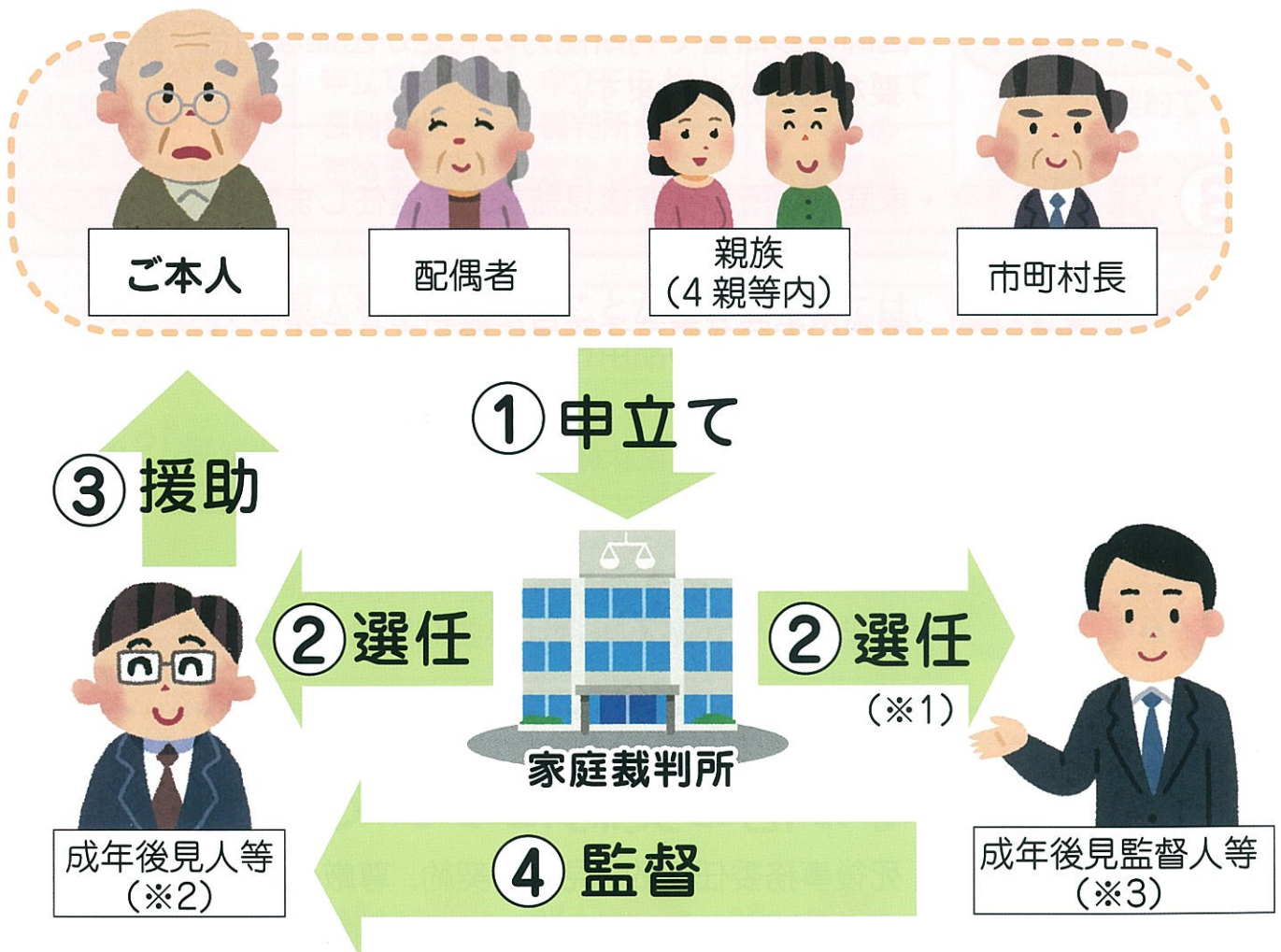
判断能力の著しく不十分な方

(例：財産の管理や契約などに支援が必要な方)

●後見

判断能力が全くない方

(例：生活全般に常に支援が必要な方)



※1 必要に応じて家庭裁判所が選任します。 ※2 成年後見人、保佐人、補助人を指します。

※3 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を指します。

法定後見制度利用の流れについて



準備

- ・家庭裁判所で「成年後見申立セット」を受取ります。

① 申立て

- ・家庭裁判所に対して、申立てを行います。
なお、保佐開始と同時に代理権付与の申立てを合わせて行う場合と、補助開始の申立てをする場合に本人の同意が必要です。
申立てができる人…「本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長など」

審判

- ・家庭裁判所の調査官が、本人や申立人の事情を尋ねます。
- ・医師の診断書で判断能力の判定が困難な場合、鑑定を行うことがあります。

② 選任

- ・上記内容を考慮した上で、家庭裁判所が成年後見人などを選任します。必要に応じて、成年後見監督人等が選任される場合があります。

登記

- ・審判の内容を東京法務局に登録します。

③ 援助

- ・成年後見人等による援助が開始されます。

④ 監督

- ・必要に応じて家庭裁判所が後見監督人等を選任する場合があります。成年後見人等の監督を行います。

申立てに必要な期間について

家庭裁判所の状況にもよりますが、申立てに必要な書類の準備から援助の開始まで概ね3ヶ月程度の期間が必要です。家庭裁判所に申立てが多い場合などは、それ以上の期間が必要なこともあります。

概要と権限について

	法定後見制度			任意後見制度
	補助	保佐	後見	
本人の判断能力の程度	不十分	著しく不十分	全くない	判断能力のあるうちに契約不十分になってから開始
支援者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為	
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為	本人との契約で定めた事項

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入等）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築等）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※補助開始の審判、補助人に同意権・代理人を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。



理念と役割について



ところで **成年後見人** 等は
何をしてくれるの？

一 理 念 一

成年後見人などは、本人の能力に着目します。また、自己決定を支援することで、それまでの生活をできる限り続けていくことを目的に本人の保護を行います。

たとえ判断能力が不十分であっても、その人のもっている能力を活かし、その人が望む暮らしを実現していくことを理念としています。

一 役 割 一

(1) できること

- ① 預貯金の管理
- ② 株式・有価証券の管理
- ③ 不動産の管理
- ④ 福祉サービスや病院の入退院などの契約



(2) できないこと

- ① 食事のお世話や実際の介護
- ② 入院や施設入所の際の身元保証人などになること
- ③ 医療行為への同意
- ④ 婚姻や離婚、養子縁組、遺言などの一身専属的な事項

費用・後見制度支援信託について

任意後見制度利用に係る費用について

・ 契約費用

- ①公正証書作成の基本手数料（11,000 円）
- ②登記嘱託手数料（1,400 円）
- ③印紙代（2,600 円）
- ④その他証書代や郵送料、戸籍謄本等取得費用

※上記①～④で約 20,000 円が必要となります。
またその他の契約で別途費用がかかります。

※必要になったときの申立て費用は法定後見制度と同様となります。

法定後見制度利用に係る費用について

・ 申立て費用

- ①申立て手数料（申立て 1 件につき、800 円分の収入印紙）
- ②登記手数料（3,400 円～5,000 円分の収入印紙）
- ③切手代（3,630 円～4,630 円分）
- ④診断書費用（3,000 円～5,000 円程度）
- ⑤その他郵送料や戸籍謄本等取得費用

※上記①～⑤で約 15,000 円程度が必要となります。

- ⑥鑑定料（50,000 円～100,000 円程度）

※申立ての際に提出する医師の診断書では「判断能力の有無」の判断が難しい場合に家庭裁判所が行う場合があります。

後見制度支援信託について

後見制度支援信託とは、後見制度による支援を受けている（ご本人）の財産管理を適切に行う方法の一つで、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するものです。契約、変更、解約等のお手続きは、家庭裁判所の指示書にもとづいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで安全にご本人の預貯金等を保全することができます。

※信託金は、1,000 万円以上 1 円単位です。（信託銀行によって異なる場合があります）

（注）保佐、補助及び任意後見では利用できません。

成年後見制度 Q&A



Q: 成年後見制度利用するための費用はだれが負担しますか？

A: 申立て費用については、申立て人が負担することになっています。
後見人等が選任された後は、援助を受けるご本人が報酬を全額負担していくことになります。

Q: 報酬はどれくらいかかるのですか？

A: 法定後見制度は、ご本人の資産や後見人等が行った援助内容によって家庭裁判所が判断し、1年間の報酬額を決めます。
任意後見制度は、委任契約中は双方の話し合いにより契約の金額を決めます。判断能力が衰えてきた時点で家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い任意後見制度が始まりますが、任意後見監督人への報酬額は裁判所が決めることになり、金額は法定後見制度と同様です。

Q: 成年後見制度はいつでも辞めることができますか？

A: 法定後見制度、任意後見制度とも家庭裁判所に申立書を提出した時から裁判所の許可なく辞めることができなくなります。
ご本人の判断能力が回復した場合は、取り消すことができます。
判断能力に問題は無く任意後見制度を見据えた委任契約の間は、いつでも契約を解除することが可能です。



お問い合わせ一覧

川西市社協
マスケットキャラクター
シャーちゃん



■ 川西市の成年後見制度相談窓口

- ・ 川西市成年後見支援センター “かけはし”
TEL : 072-764-6110 FAX : 072-759-5203
Email : kakehashi@k-shakyo.or.jp
- ・ NPO 法人「成年後見センター・川西」
TEL : 072-744-1136 FAX : 072-744-1138

川西市社協
マスケットキャラクター
キョーちゃん



■ 川西市の高齢者総合相談窓口

- ・ 川西市中央地域包括支援センター TEL : 072-755-7581

各地域の地域包括支援センター

- 川西南地域包括支援センター TEL : 072-755-3315
- 川西地域包括支援センター TEL : 072-755-1041
- 明峰地域包括支援センター TEL : 072-793-2703
- 多田地域包括支援センター TEL : 072-790-1301
- 緑台地域包括支援センター TEL : 072-792-6055
- 清和台地域包括支援センター TEL : 072-799-6800
- 東谷地域包括支援センター TEL : 072-790-4055

※お住まいのご住所により担当地域包括支援センターが決まっています。
詳しくは川西市中央地域包括支援センターにお問い合わせください。

■ 障がい児者の総合相談窓口

- ・ 川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センター TEL : 072-758-6228
- ・ ハピネス川西相談支援事業所 TEL : 072-755-3320

■ その他成年後見制度に関する相談窓口

- ・ 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」(兵庫県弁護士会)
TEL : 078-341-0550
- ・ (公社)成年後見センター・リーガルサポートセンター 兵庫支部 (司法書士会)
TEL : 078-341-8699「平日 13 時～16 時」
- ・ 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」
TEL : 078-222-8107
- ・ 神戸家庭裁判所伊丹支部 TEL : 072-779-3074
- ・ 伊丹公証役場 TEL : 072-772-4646
- ・ 日本司法支援センター(法テラス) TEL : 0570-078-374